

後期高齢者健診受診率向上対策事業業務委託仕様書

1 件名

後期高齢者健診受診率向上対策事業業務委託

2 委託の目的

健康診査は、住民が抱える健康課題を把握する、またその課題を解決する保健事業等を立案する上で重要なデータの1つであるが、委託者（以下、「甲」と言う。）の令和6年度の後期高齢者健康診査の受診率は22.75%と低く、保健事業等を推進する上で大きな課題となっている。

そのため、レセプト電算コード情報データ等を活用して、効果的かつ効率的に受診勧奨を行うことで、健康診査の受診率を向上させるとともに、後期高齢者医療の被保険者に対する効果的な保健事業等の立案に役立てることを目的とする。

3 甲が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、受託者「以下、「乙」と言う。」へ健診結果データ等（別紙1-1「甲が乙に提供するデータ等」）を提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へLGWANを通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

4 乙が行う業務

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能等のツールを用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

① データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合及び突合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

② 受診勧奨すべき対象者の特定業務

令和 7 年度後期高齢者健診受診券送付者及び令和 7 年度において後期高齢者医療制度の適用になった者（概ね 3, 500 人程度を想定）を対象者とする。ただし、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等により、通知対象として特に勧奨効果が高い、若しくは低いと甲により認められる場合についてはこの限りではない。

③ 健診対象者の行動特性の特定業務

健診対象者を、レセプト電算コード情報データ等を機械学習によって独自に開発した人工知能等を用いて分析し、対象者の特徴別に 5 つのセグメント（A～E）に分類する。

④ 個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後 6 ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

（2）通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

① 通知対象者

4 の（1）の②により特定された者とする。

② 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、各セグメントの特性に応じた通知物を 5 種類制作する。（注：ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。）

③ 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名等を記載した通知物を A 4 版マットコート紙 135 kg 両面刷り 1 枚の形式で印刷する。

④ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

⑤ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑥ 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

⑦ サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各5部のサンプルを納品する。

甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

⑧ 通知の発送

発送については日本郵政株式会社による郵便を基本とする。ただし、より安価であり、効果的に発送できる方法が提案できる場合については、甲及び乙協議の上、当該送付方法とすることができる。なお、発送に係る費用一切は乙により負担するものとする。

(3) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告等を行う。

① 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

② 国保と後期の受診状況の報告業務

委託期間が終了するまでに、前年度までの受診結果データに基づく、後期高齢者医療制度に加入している全健診対象者の国民健康保険加入時の受診結果を一貫して状況等を把握し、その結果を甲に対し報告を行う。

上記状況等を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

③ その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

5 甲・乙が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、甲及び乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

6 その他の特記事項

- (1) 乙は自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）及び人工知能等での分析を行う者を含む体制図を甲に提示するものとする。
- (2) 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (3) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で 사용할 ことができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。
- (4) 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複製し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。
- (5) 本契約とは別に甲乙が業務委託契約を締結し、または締結する場合であって、当該契約と本契約において同種のデータの提供が発生する場合は、甲が利用目的の範囲内であること等を確認のうえ甲の指示に基づき、提供を受けた当該データを“甲から乙へ提供するデータ”として、本契約のほか各契約の目的の範囲及び条件で利用することができるものとする。
- (6) 本契約において甲から乙へ提供するデータに、甲とは別の第三者のデータを含む場合は、甲は当該第三者のデータ利用が利用目的の範囲内であること等を確認及び当該第三者の合意を得たうえで乙に提供するものとする。
- (7) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。